

8月の税務カレンダー

- ☆個人事業税第1期分の納付
- ☆個人事業者の平成30年分消費税・地方消費税の中間申告
- ☆個人の県民税及び市民税の第2期分
- ☆平成30年6月決算法人の確定申告
- ☆12月決算法人の中間申告 (法人・消費)



【税務耳より情報】

消費税の中間納付・中間申告が必要な方が急増！

今月8月は、個人事業主の方も、消費税の増税により、前年分の消費税の納税額が年間60万円を超えている方が多く、予定納税が必要な方がいらっしやいます。対象になる方は、担当者よりご連絡いたしますので、納税のご準備を御願います。このままいくと来年10月より消費税が10%に税率がアップし、また複数税率(8%と10%)になります。熊谷事務所では、11月に消費税セミナーを開催予定です。ご興味のある方は、事務所にお電話ください！

8月7日～9日は 税理士試験

今年の税理士試験は、平成30年8月7日～8月9日に行われます。7日は、簿記論・財務諸表論・消費税法又は酒税法。8日は法人税法・相続税法・所得税。9日は、固定資産税・国税徴収法・住民税又は事業税。受験生は汗を拭きながら、答案用紙に向かいます。熊谷事務所でも数名の受験生がいます。今年の夏の暑さは格段と厳しい中、それぞれ税理士資格を目指して頑張っています。頑張れ！受験生！

《ちょっとランチタイム》

今月ご紹介するお店は、深谷市の「ヒドリ食堂」さんです。(住所：深谷市秋元町140-13 電話 048-507-1372)。ランチタイム11:30～15:00、ディナータイムは18:00～21:00で水曜日が定休日です。アットホームな食堂で、昭和にタイムスリップしたようななつかしい感じのお店です。この日は、ハンバーグランチをオーダーしました。デザートは「アイスパン」とアイスコーヒー。アイスパンとは、シュー皮のようなチーズパンにアイスクリームがはさんであります。とっても美味しい！！ご家族で夏にぴったりのデザートは、いかがでしょうか。



【社保耳より情報】

健康保険被扶養者資格とマイナンバーの確認について

全国健康保険協会より、健康保険の被扶養者がいる方については、健康保険被扶養者状況リストが、会社に郵送されているかと思えます。就職により扶養から抜けた方がいないかどうか、手続き漏れがないかどうか確認するのが主な目的です。今年は、この状況リストに加え、マイナンバー確認リストが同封されている会社もあります。対象者は全国健康保険協会でのマイナンバーの確認ができない被保険者(70歳～74歳まで)、被扶養者(74歳まで)となっています。既に全国健康保険協会でのマイナンバーを確認している方については、今回のリストには記載されておりません。マイナンバー取得理由としては、被保険者及び被扶養者の被保険者証の記号番号とマイナンバーを結びつけることで、高額療養費などの添付書類の省略と、政府によるオンラインサービス(マイナポータル)を活用した健康データの提供など、利便向上を図ることと言われております。8月17日までに同封された封筒で特定記録にて提出をお願い致します。本人よりマイナンバーがもらえないなど記入できない場合は、会計担当者までご相談ください。

定期健康診断行っていますか？

会社には、常時雇用される労働者について、毎年定期的に健康診断実施する義務があります(労働安全衛生法第66条)。労働者を、健康な状態で働かせるという義務、「安全配慮義務」があるからです。健康診断を受けさせなかったため重大な健康被害が生じた場合には、「安全配慮義務違反」による損害賠償の責任を負う恐れもあります。労働者が、会社が実施する健康診断を受けない場合は、他の医師の健康診断を受けて、その結果を証明する書面を会社に提出しなければなりません。健康診断の結果、医師の意見に従い、健康に配慮する必要があるときは、業務や就業の場所の変更、残業の減少などの措置を講じることも必要になります。

経営者も労働者も定期健康診断を受け、会社・経営者・労働者全体の健康に取り組みましょう

《事務所トピック》

7月27日金曜日にぐる～ぷ1北部ブロックと第一経営熊谷事務所の共催で「事業承継セミナー」が開催されました。セミナーには、お客様17名が参加され、台風12号上陸前の暑い中、大変熱気のこもったセミナーで、講師滝山・辻両名は、汗びしょりで大奮闘しました。皆様、中小企業の事業承継に悩まれていることと思えますが、今回の事業承継税制の改正について真剣に学習されました。また、セミナーの後は、暑気払いで大いに飲んで語って楽しい夕べとなりました。次回のセミナーは、9月下旬開催予定です。